（別紙２－８　すけとうだら太平洋系群）
第１～第５　（略）
第６　漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等
１　漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準
⑴　都道府県及び大臣管理区分への配分の基準
漁獲可能量から国の留保を除いた数量を、令和２年（2020年）から令和４年（2022年）までの漁獲実績の平均値に基づく比率を用いて比例配分することを基礎とする。ただし、配分を受ける者の間で別途の合意がある場合には、当該合意による数量を用いて、配分量を算出する。
⑵～⑷　（略）
２・３　（略）
第７～第９　（略）
（別紙２－９　すけとうだら日本海北部系群）
第１～第５　（略）
第６　漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等
１　漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準
漁獲可能量を、令和２年（2020年）から令和４年（2022年）までの漁獲実績の平均値に基づく比率を用いて比例配分することを基礎とする。ただし、配分を受ける者の間で別段の合意がある場合には、当該合意による数量を用いて、配分量を算出する。
２～４　（略）
第７～第９　（略）
（別紙２―10　すけとうだらオホーツク海南部）
第１～第５　（略）
第６　漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等
１　漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準
漁獲可能量を、令和２年（2020年）から令和４年（2022年）までの漁獲実績の平均値に基づく比率を用いて比例配分することを基礎とする。ただし、配分を受ける者の間で別段の合意がある場合には、当該合意による数量を用いて、配分量を算出する。
２・３　（略）
第７～第９　（略）
（別紙２―11　すけとうだら根室海峡）
第１～第５　（略）
第６　漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等
１　漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準
漁獲可能量を、令和２年（2020年）から令和４年（2022年）までの漁獲実績の平均値に基づく比率を用いて比例配分することを基礎とする。ただし、配分を受ける者の間で別段の合意がある場合には、当該合意による数量を用いて、配分量を算出する。
２・３　（略）
第７～第９　（略）

（別紙２－８　すけとうだら太平洋系群）
第１～第５　（略）
第６　漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等
１　漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準
⑴　都道府県及び大臣管理区分への配分の基準
漁獲可能量から国の留保を除いた数量を、令和２年（2020年）から令和４年（2022年）までの漁獲実績の平均値に基づく比率を用いて比例配分することを基礎とし、配分を受ける者の間で別段の合意がある場合には、当該合意による数量を用いて、配分量を算出する。
⑵～⑷　（略）
２・３　（略）
第７～第９　（略）
（別紙２－９　すけとうだら日本海北部系群）
第１～第５　（略）
第６　漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等
１　漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準
漁獲可能量を、令和２年（2020年）から令和４年（2022年）までの漁獲実績の平均値に基づく比率を用いて比例配分することを基礎とし、配分を受ける者の間で別段の合意がある場合には、当該合意による数量を用いて、配分量を算出する。
２～４　（略）
第７～第９　（略）
（別紙２―10　すけとうだらオホーツク海南部）
第１～第５　（略）
第６　漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等
１　漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準
漁獲可能量を、令和２年（2020年）から令和４年（2022年）までの漁獲実績の平均値に基づく比率を用いて比例配分することを基礎とし、配分を受ける者の間で別段の合意がある場合には、当該合意による数量を用いて、配分量を算出する。
２・３　（略）
第７～第９　（略）
（別紙２―11　すけとうだら根室海峡）
第１～第５　（略）
第６　漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準等
１　漁獲可能量の都道府県及び大臣管理区分への配分の基準
漁獲可能量を、令和２年（2020年）から令和４年（2022年）までの漁獲実績の平均値に基づく比率を用いて比例配分することを基礎とし、配分を受ける者の間で別段の合意がある場合には、当該合意による数量を用いて、配分量を算出する。
２・３　（略）
第７～第９　（略）